第３期中期目標(案)にかかるパブリックコメントの実施について

設立団体である公立甲賀病院組合では、公立甲賀病院が地方独立行政法人となった令和元年度から４年ごとの中期目標を定め公立甲賀病院に指示をしています。公立甲賀病院は、この中期目標に沿って中期計画を定め業務運営を行っています。

今回、令和９年度からの第３期中期目標を策定するにあたって、皆さんの意見を参考にして、より充実した中期目標となるように、策定中の「第３期中期目標(案)」を公表し、広く意見を募集します。

１．周知方法

・公立甲賀病院組合及び公立甲賀病院のホームページ及び公立甲賀病院正面ホール付近(外来Ａブロックのラック)など

２．意見募集期間

・令和８年１１月５日（木）から令和８年１２月４日（金）までの３０日間

３．公表の方法

・公立甲賀病院正面ホール付近(外来Ａブロックのラック)、公立甲賀病院組合事務局、甲賀市健康福祉部健康医療政策課、甲賀市各地域市民センター、湖南市役所東庁舎総合案内及び湖南市役所西庁舎１階ロビーでの閲覧並びに公立甲賀病院のホームページへ掲載いたします。

・閲覧時間は、公立甲賀病院は開院日である平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで、両市役所は開庁日である平日の午前９時から午後４時４５分までとします。

４．意見を提出できる方

・パブリックコメント手続の対象となる政策等に関し、意見等を提出する意思を有する個人および法人その他の団体

５．意見の提出方法

・意見書に住所、氏名、電話番号（甲賀市及び湖南市以外に在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記のうえ、各閲覧場所へ持参していただくか、 郵送、ファックス、Ｅメールで提出してください。

６．意見の回答について（公表）

・提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せてホームページで公表します。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はしません。

７．問い合わせ・提出先

公立甲賀病院組合　総務課　　〒528-0074 甲賀市水口町松尾 1256 番地
電話：0748-62-0234（内線）2782　ＦＡＸ：0748-63-0588
Ｅメール：info@kohka-hp.or.jp

地方独立行政法人公立甲賀病院第３期中期目標（案）

前文

地方独立行政法人公立甲賀病院（以下「公立甲賀病院」という。）は、甲賀保健医療圏域（以下「医療圏域」という。）の中核病院として、甲賀市と湖南市（以下「両市」という。）の地域住民に高度医療をはじめ、良質で安全な医療、介護を継続的かつ安定的に提供し、地域住民の福祉増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的に平成 31 年 4 月 1 日、公立甲賀病院から地方独立行政法人に移行した。

地方独立行政法人公立甲賀病院第２期中期目標（令和４年 10 月策定。以下「第２期中期目標」という。）の期間（令和５年４月１日から令和９年３月 31 日までの４年間）では、自律性、自主性を最大限に発揮し、質の高い医療の提供と効率的な病院経営を目指すとともに、地方独立行政法人公立甲賀病院第２期中期計画（令和５年３月認可。以下「第２期中期計画」という。）において第２期中期目標を確実に達成するための具体的な数値目標を設定し、その進捗管理を行った。

第２期中期目標の期間においては、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が期間当初の令和５年５月８日に２類感染症から５類感染症へ移行した。２類感染症であった間、公立甲賀病院は、甲賀湖南医師会や行政等と連携し、コロナ患者受入れ、コロナ病床確保等の役割を担い、地域医療への貢献が認められた。しかし、５類感染症へ移行後も、コロナ禍の受診抑制に伴う患者の減少、病床利用率の低下、慢性的な看護師不足による休床等により実績の回復はままならず、第２期中期計画で設定された年度実績評価においては、「中期目標、中期計画達成に向けやや遅れている。」という結果となった。財務面においては、コロナ受入体制を強化するための補助金が令和５年度で終了し、高額医療機器の更新や人件費と診療材料費などの高騰等により、経常収支の赤字は増大する状況となっている。

そのような中で、滋賀県地域医療構想において、医療圏域の医療需要は、入院患者数及び訪問診療患者数が 2040 年以降も増加見込みであり、公立甲賀病院は、医療機能の充実・強化の取り組み、病床機能の分化・連携の推進、医療と介護・福祉が一体となった質の高いサービス提供等の役割を果たすことが求められている。

第３期中期目標（以下単に「中期目標」という。）は、経営環境の変化を確実に捉え、持続可能な病院経営を目指し、公立甲賀病院と両市が協力して各々の責務を果たし健全な経営を図るため策定するものであり、第３期中期計画（以下単に「中期計画」という。）の作成に際しては、中期目標を達成するため実現可能な具体的な数値目標を設定し、地域住民の期待と信頼に最大限に応えることを求めるものである。

第１　中期目標の期間

令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの４年間とする。

第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１．公立病院として担うべき医療

（１）５疾病に対する医療の提供

Ⅰ．がん

地域がん診療連携拠点病院として滋賀医科大学医学部附属病院と連携するとともに、院内のがん相談チーム、がん化学療法チーム、緩和ケアチームの機能を活かし、手術や化学療法及び放射線療法など専門的ながん治療を行うこと。また、がん対策基本法及び滋賀県が策定したがん対策推進計画に基づいたがんの早期発見やがん患者への全人的かつ総合的なサポートを行うと共に、幅広いがん患者支援活動を行っていくこと。さらに、予防・早期発見・診断・治療などに関する情報を積極的に発信していくこと。

Ⅱ．脳卒中

一次脳卒中センターとして、夜間・休日においても即座に対応できる体制を維持するとともに、専門的な治療が可能な連携体制を構築し、迅速な診断、質の高い医療の提供、リハビリテーションの実施、早期離床・早期回復に取り組むこと。

Ⅲ．心筋梗塞

夜間・休日においても緊急心臓カテーテル検査、治療に即座に対応できる体制を維持するとともに、質の高い医療の提供と早期からの心臓リハビリテーションの実施により患者の早期の社会復帰を目指すこと。

Ⅳ．糖尿病

医療機関の機能分化をさらに推し進めるため、専門医による適切な治療方針の策定に基づき、日常的な治療管理は「かかりつけ医」が担い、専門的な評価や急性期対応は「公立甲賀病院」が担う地域連携システムを継続・拡大すること。

また、甲賀湖南医師会や多職種、行政機関とも連携し、初期の対応、重症化予防、疾患の進展阻止等の対策を講じること。

Ⅴ．精神疾患

近隣の精神科病院との連携のもと、精神的ケアが必要な入院患者や認知症入院患者などを中心とした治療・ケアを継続していくこと。

また、医療圏域内における認知症看護・ケアの質向上に貢献すること。

（２）６事業に対する主な医療の確保

Ⅰ．救急医療

医療圏域の中核病院として救急医療の中心的役割を担い、医療圏域内の救急告示３病院及び滋賀医科大学医学部附属病院などとの連携、役割分担のもと、救急患者の積極的

な受け入れにより受入件数を向上させるとともに※1救急応需率100％を目指すこと。

また、医療圏域内の救急救命士の養成と資質向上のため、甲賀広域行政組合消防本部との合同研修の実施など教育活動に連携、協力すること。

※1救急応需率（％）＝（救急車受入件数÷救急車受入要請件数）×100

Ⅱ．災害拠点病院

災害拠点病院として、救急連絡体制の確保や災害訓練の実施、BCP（事業継続計画）の継続的な見直しなど、災害発生時に迅速な対応ができる体制を整備するとともに、大規模災害に備え整備した地下水浄化設備の維持管理を図ること。

また、災害発生時には滋賀県、両市及び関係機関と連携し、迅速かつ適切な医療を提供するとともにDMAT（災害派遣医療チーム）による医療救護活動などに協力すること。

Ⅲ．周産期医療

安全安心な分娩をいつでも提供できる総合病院の優位性を周知するとともに、リスクのある症例に対応可能な診療体制を確保し、近隣の産科医療機関との連携によりリスクのある妊婦を積極的に受け入れ、ハイリスク症例においては滋賀医科大学医学部附属病院との連携体制を継続していくこと。

また、妊婦が受診しやすい環境整備に努めること。

Ⅳ．小児医療

地域で子育てが安心してできる小児医療体制を維持し、引き続き小児科医師の確保を図ること。

また、土・日・祝日の小児救急について十分な周知を行い、小児救急医療拠点病院体制を維持すること。

Ⅴ．新興感染症対応

新興感染症発生・まん延時は、国、県（保健所）、両市及び第一種感染症指定医療機関と連携し、第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすとともに、感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図ること。

２．地域の医療機関・介護施設等との機能分化・連携強化

（１）両市との連携

両市が進める地域医療政策及び各種計画（健康増進計画、データヘルス計画、自殺対策計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など）に位置付けられる役割を果たすことで、医療圏域における保健・福祉・医療・介護の充実に貢献すること。

（２）地域医療支援病院としての役割

地域医療支援病院として、かかりつけ医や地域の医療機関との紹介・逆紹介の推進、高度医療機器の共同利用、開放型病床の活用等、地域連携と機能分担をさらに推進すること。

また、医師・看護師等による教育的・技術的な支援及び医療従事者向け研修会の開催並びに地域医療確保のために必要な人的・技術的支援を推進し、地域関係機関との連携を深めることにより地域全体の医療水準の向上に貢献していくこと。

（３）地域医療構想を見据えた医療提供体制について

医療圏域の中核病院として高度急性期及び急性期病床を確保しつつ全病床を高稼働率で運用すること。

また、新地域医療構想を見据え、休床中の病床の取り扱いと必要な病床数を検討しつつ、地域の医療機関等との連携と機能分化の推進により後方病床を確保し、地域の医療ニーズに対応する医療提供体制を確立すること。

（４）地域包括ケアシステムの推進

両市が構築する地域包括ケアサービスが、住まい・医療・介護・予防・生活を一体として支援することができるよう、地域の医師会や多職種との連携を軸に、緩和ケア病棟の役割に加えて、在宅での生活サポートとしての訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション等を市民に提供すること。

また、高齢化が進む状況を踏まえ、在宅医療をさらに推進し、地域包括ケアを実践すること。特に入退院時の支援や在宅及び施設利用者急変時の対応等、地域で切れ目のない支援が提供できるよう、中核病院としての役割を果たすこと。

そのため、多職種の協力はもとより、両市とともに市民に対して地域包括ケアを含む地域共生社会の理念について啓発を行い、地域の協力を得るように努めること。さらに、研修会などを通じて医療・介護関係者への支援活動等を行うことにより、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ること。

３．医療の質の向上

（１）安全安心な医療の提供

医療事故・インシデント情報を速やかに収集、分析し、院内に周知するとともに、定期的に研修会を開催し、安全な医療の提供に努めること。

（２）院内感染防止対策について

マニュアルに基づき院内感染の発生動向を常時監視し、感染拡大の防止に努めること。定期的に研修会を開催し、職員の感染制御への意識向上に努めること。

（３）医療情報データの集積と分析及び活用

DPC（診断群分類別包括評価）などの診療データを集積・分析し、医療の質の向上と効率化を図ること。

（４）予防医療の充実

両市と連携して、特定健診、各種がん検診、予防接種、人間ドック等の疾病予防活動を行なうことにより、早期発見、早期治療に努め、市民の健康維持に貢献すること。

また、市民のニーズを把握し疾病予防活動や実施体制の整備に努めること。

４．市民・患者サービスの向上

（１）患者中心の医療の提供

「私たちは、個人の人格を尊重し、思いやりの心をもって信頼される全人的医療を実践します。」とする病院の理念に基づき、患者中心の医療を提供すること。

医療従事者による説明、相談体制の充実、※1セカンドオピニオン制度の有効活用、※2アドバンス・ケア・プランニングの取り組み等により、患者自身が医療の内容を理解し、納得した上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明を行うこと。

また、外来診療等の待ち時間短縮に積極的に取り組むこと。

※1セカンドオピニオン制度とは、現在治療を受けている主治医とは別の医師に、診断や治療方針についての「第２の意見」を求めること

※2アドバンス・ケア・プランニングとは、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス

（２）職員の接遇向上

市民に選ばれ、市民が満足できる病院であるため、定期的に研修会を開催し、職種や職位に関わらず職員一人ひとりが接遇の重要性を深く認識し、意識向上を図っていくこと。

また、定期的に実施する患者満足度調査の結果を公表するとともに、課題解決に向けた取り組みと評価を継続すること。

（３）健康長寿のまちづくりへの貢献

両市の健康推進や高齢者福祉担当と連携し、健康教室などの開催を通じ、市民の健康増進に努めること。

（４）積極的な広報と市民への情報提供

医療サービスや運営・経営状況について、市民の理解を得られるよう、病院ホームページや広報誌、院内掲示などを活用し、積極的に情報公開すること。

５．医療従事者の確保・育成

（１）医療従事者の確保

医療圏域の中核病院としての役割を果たし、安全安心な医療を安定的に提供できるよう医師や看護師をはじめとする医療従事者の確保に努め、働きやすい職場環境の整備を図るなど離職者対策にも取り組むこと。

（２）医療従事者の育成

教育研修機能を充実させ、臨床研修医・臨床歯科研修医を積極的に受け入れること。

また、甲賀看護専門学校をはじめとする看護師養成機関と連携し、看護師養成に努力し、臨床研修施設としての役割を積極的に担っていくこと。さらに、他の医療専門職の養成においても協力すること。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１．効率的・効果的な業務運営

（１）病院の理念と基本方針の浸透

病院の理念及び基本方針を全職員に浸透させ、日々の業務の中で実践できるように取り組むこと。

（２）病院運営・経営基盤を支える組織体制の整備

切れ目のない弾力的な人員配置計画を策定、実施し、適切な人員で病院運営を効率的に行える組織体制の整備に努めること。

また、内部監査による点検・検証を行い、内部統制の充実を図ること。

（３）コンプライアンスの徹底

法律や規則の遵守に留まらず、社会倫理や病院の規程を包括した誠実な病院運営を行うこと。

また、定期的な研修により職員の弛まない意識向上に努めること。

（４）施設・設備の適正管理

医療機器の更新や施設整備にあたっては、医療ニーズや収支見通しを踏まえた計画的な予算を作成し、投入効果を適時確実に検証すること。

（５）DX（※1デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタルツール等を、※2デジタルデバイドにも配慮しつつ積極的に活用し、業務の効率化を図ること。

また、サイバーセキュリティ対策の定期的な見直しを進めること。

※1デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術やデータ活用を通じて、医療サ

ービスや業務プロセス、組織のあり方を根本から変革し、新たな価値を創出する取り組みのこと

※2 デジタルデバイドとは、情報通信技術（ICT）を利用できる人と利用できない人の間に生じる、社会的・経済的な格差

２．職員のやりがいと満足度の向上

（１）職員育成体制の整備・強化

専門職員については、計画的に研修等を行い、専門知識や職務能力の向上を図ること。

事務職員については、長期的な視点に立ち若年層から経営の現状に関与する機会を設け、病院経営マネジメント能力の高い管理職候補職員を計画的に育成すること。

また、知識や能力を効果的に発揮できるよう適材適所の人材活用に努めること。

（２）資格取得の支援

診療レベルや病院経営能力向上のため病院経営に資する認定や専門資格の取得を積極的に促し、取得・更新に関する支援をさらに充実させること。

（３）人事評価制度の運用

専門職・事務職など全ての職員について制度を効果的に運用し、人材育成や給与への反映を行い、職員のモチベーションの向上を図ること。

（４）職員の意識改革

職員各自が、各部門の目標達成に向け、自発的、積極的に取り組むと同時に、職員相互が組織横断的に補完し合うこと。

また、組織内における適切な権限移譲と責任の明確化を図っていくこと。

（５）ワークライフバランス

職員全体の勤務時間の均衡を図りつつ、勤務形態の多様化の推進、タスクシェア・タスクシフトによる職員個々の業務負担軽減を推進していくこと。

第４　財務内容の改善に関する事項

１．収入管理機能の強化

財務内容の改善に向け、診療実績、財務状況、患者動向等のデータを多面的に分析し、経営改善を進めるとともに、効率的なベッドコントロール、退院支援及び地域の医療機関・介護施設等との連携を強化し、医療資源の有効活用と持続可能な経営基盤の強化を図ること。

また、適切な診療報酬請求に努めるとともに、医療費の未収金の発生予防や確実な回収に努め、安定的な収益の確保を図ること。

２．費用管理機能の強化

全職員のコスト意識を高め、それぞれの立場から業務効率化やコスト適正化に取り組むとともに、特に、物品の在庫・使用管理や購入方法・契約方法等の見直しなど常に工夫を重ね、地方独立行政法人としてのメリットを活かし、経費の削減に努めること。

３．経営基盤の安定化

（１）目標管理の徹底による収支改善

中期目標期間において、医業収支比率及び経常収支比率の向上を図るため設立団体評価を踏まえたPDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

（２）弾力的な予算の編成と執行

中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うこと。

４．運営費負担金の考え方

運営費負担金は、公立病院としての機能を果たすために必要な、不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものである。

社会の情勢と地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金を両市と協議のうえ中期計画に反映すること。

５．安定した資金収支、資産の有効活用

計画的な資金管理、資産の有効活用に努めること。

第５　その他業務運営に関する事項

１．社会課題への対応

急速な高齢者増および少子化・人口減少による医療・介護需要の増加と、人材・財源不足の影響、重要な社会課題（ＳＤＧｓなど）に配慮した病院運営を行うこと。